

湘南医療大学授業科目履修規程

(平成27年4月1日)

最新改正 (令和3年4月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学学則（以下「学則」という。）第33条第2項に基づき、授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 授業科目、配当年次、単位数、必修・選択・自由科目の別、時間数及び卒業要件は、学則別表1のとおりとし、先修科目を本規程別表1～3のとおりとする。なお、薬学部においては、4年次における薬学共用試験の合格資格が有効期限内でなければ、薬局実務実習（5年次）及び病院実務実習（5年次）を履修することができない。

2 学生は、原則として施設設備の理由による支障がある場合を除き、他学部又は他学科（以下「他学科等」という。）の講義科目を履修することができる。他学科等の実験、演習、実習科目については、担当教員の判断により、教育上支障がないと認められる場合に限り履修することができる。

3 前項により修得した単位は、総合教育科目を除き、卒業の要件となる単位に算入しない。

4 前2項により他学科等の授業科目の履修を希望する学生は、担当教員の承諾を得て、指定する期日までに「他学科等科目履修申請書（履修様式第1号）」を学長に提出しなければならない。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目については、各学期当初の所定の期日までに履修登録をしなければならない。

2 履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、別に定める届出書を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

3 次に掲げる授業科目は履修することができない。

- (1) 既に単位を修得した授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目
- (3) 複数開講されている同一の授業科目

(履修の制限)

第4条 学生が適切に授業科目を学修するため、履修登録できる単位数の上限を、次の表に定めるとおりとする。

学部	履修登録できる単位数の上限
保健医療学部	年間 50 単位、各学期 30 単位
薬学部	年間 46 単位

(欠席届)

第5条 病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった者は、欠席届（履修様式第2号）を当該科目の担当教員に提出することができる。

2 前項により提出された欠席届による成績の評価への取扱いは、当該科目の担当教員の判断によるものとする。

- 3 忌引きによる欠席の場合は、欠席届の提出により、次の範囲内で欠席の扱いとしない。
- | | |
|------------------|----------------|
| 一親等（父・母・子）及び配偶者 | 連続する7日間（休日を含む） |
| 二親等（兄弟姉妹・祖父母） | 連続する3日間（休日を含む） |
| 三親等（叔（伯）父・叔（伯）母） | 1日間（休日を含む） |

（交通機関の不通等に伴う休講）

第6条 次の各号いずれかに該当するとき、授業は原則として休講とする。

（1）事故、地震、積雪、ストライキ等によりJR東海道線、JR横須賀線が不通の時。
ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

（2）神奈川県全域に警報（暴風、大雪、暴風雪）、特別警報（以下「警報」という。）発令時

- 2 前項により休講となった場合でも、JR東海道線、JR横須賀線が復旧した場合、又は警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧（警報解除）時間	授業実施時限
6:00 現在で復旧（警報が解除）された場合	1時限から実施
10:00 現在で復旧（警報が解除）された場合	3時限から実施

- 3 第1項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

（試験）

第7条 試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。

- 2 定期試験は、原則として当該授業が終了する学期末に期間を定めて行う。
- 3 前項のほか当該授業の学期中に担当教員の判断により期間を定めず、随時に試験を行うことができる。
- 4 試験に代えて、論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を課することができる。

（受験資格）

第8条 次のいずれかに該当する者は、試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができない。

- （1）履修登録をしていない者
- （2）原則として、試験科目の出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない者。
実習においては、原則として全日程の5分の4に満たない者
- （3）当該科目の試験時間の3分の1を超えて遅参した者

- 2 前項第2号にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができる。

(成績評価の基準・成績評価)

第9条 成績はシラバスに定めた基準により判定する。

- 2 成績評価については、学則第31条に基づき、下表のとおりとする。評点に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を設定し、不合格その他G Pを「0」と算定する授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ、以下「G P A」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

評 価	評 点	グレードポイント G P	単位の授与
秀 (S)	90点～100点	4	授 与
優 (A)	80点～89点	3	
良 (B)	70点～79点	2	
可 (C)	60点～69点	1	
不可 (D)	59点以下	0	不授与
放棄(O 1)	受験資格喪失	0	評価対象外
放棄(O 2)	定期試験受験の放棄	0	
/	評価対象外	算定しない	

- 3 秀 (S)、優 (A)、良 (B) 及び可 (C) は合格、不可 (D) は不合格とする。
4 放棄 (O 1) 評価の授業科目及び放棄 (O 2) 評価の授業科目の登録単位数は、G P Aの登録単位数に加算する。
5 履修登録を取り消した場合、その授業科目は、/評価「評価対象外」とし、G Pには算定せず、登録単位数はG P Aの登録単位数に加算しない。
6 再試験において単位を授与する場合の評価・評点は、可 (C) 「60点」とする。
7 単位を授与されなかった科目（評価対象外含む）は、再履修することができる。

(G P A)

第9条の2 G P Aを算出する基準は次のとおりとする。

$$G P A = \frac{[\text{授業科目のG P} \times \text{その授業科目の単位数}]}{[\text{G P A対象科目の総履修登録単位数}]}$$

- 2 G P Aは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標である「学期G P A」と在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標である「累積G P A」の2種類とする。
3 G P Aの結果は、修学指導や保健師課程選抜の際の参考として、また退学勧告の基準として用いる場合がある。

(追試験)

- 第10条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験（実習のときは追実習）を受けることができる。
2 前項の追試験を受けようとする者は、「追試験申請書（履修様式第3号）」（追実習のときは「追実習願（履修様式第5号）」）に、疾病の場合は医師の診断書、他の場合は証明書又は理由書を添え、原則として当該科目の試験の日から所定の期日までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。
3 追試験の成績評価は、優 (A) 「89点」を上限とする。

(再試験)

- 第11条 定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかった場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験（実習のときは再実習）を行うことができる。
2 再試験を許可された者は、「再試験願（履修様式第4号）」（再実習のときは「再実

習願（履修様式第6号）」に、次の表に定める再試験料（実習のときは再実習料）を添えて提出しなければならない。

区分	金額
再試験料	1科目につき2,000円
再実習料	1日につき2,000円

- 3 再試験で合格した場合の成績は、「可（C）「60点）」とする。

（再履修）

第12条 不合格又は評価対象外とされた必修の授業科目は、再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。

- 2 再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければならない。

（他大学における授業科目の履修等の認定等）

第13条 学則第34条に定める他大学等での授業科目の履修等、同第35条に定める大学以外の教育施設での学習及び同第36条に定める入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、所定の書式に成績証明書及び当該授業科目のシラバスを添えて提出し、教務委員会の審査に基づき、教授会の議を経て学長が認定するものとする。ただし、編入学のときは、湘南医療大学編入学規程第9条第3項の定めによる。

- 2 認定された単位（授業科目）の成績評価は行わず、成績表示は、「N」とする。
3 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

（進級）

第14条 進級は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健医療学部においては、各学科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は学科で指定した科目の履修ができない場合がある。
- (2) 薬学部においては、次の基準を満たした者が、教授会で審査のうえ、進級することができる。
- ア 1～3年次において次の条件を全て満たす者
- (ア) 実習科目は配当された年次で全ての単位を修得していること
- (イ) 実習科目を除く必修科目の未修得単位数が累積6単位以内であること
- イ 4年次において次の条件を満たす者
- (ア) 4年次までの必修科目の単位を全て修得していること
- ウ 5年次において次の条件を満たす者
- (ア) 5年次の必修科目の単位を全て修得していること

（不正行為）

第15条 定期試験及びこれに準じる試験において、不正行為があったと認められた場合は、当該科目を不合格とし、かつその学期に履修合格した他の全科目の評価を1ランク下げることとする。なお、この場合において、停学又は退学など処分の実施を妨げないものとする。

（卒業見込証明書の発行）

第16条 次の各号に該当する者には、その者の申請に基づき卒業見込証明書を発行する。

- (1) 保健医療学部においては、第3年次末までの修得単位数と第4年次における履修登録科目の単位数の合計が、学則別表1に定める卒業に必要な単位を満たしている者
- (2) 薬学部においては、第5年次末までの修得単位数と第6年次における履修登録科目の単位数の合計が、学則別表1に定める卒業に必要な単位を満たしている者

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第9条は、平成27年4月1日から適用する。

別表1 看護学科先修一覧

以下の実習科目については、先修科目の単位を修得していなければなりません。また、実習ガイダンスを無断で欠席した場合は原則として履修することができません。すでに履修登録が済んでいても、実習ガイダンスを無断で欠席した場合は、履修登録が無効となります。

(1) 2018年度以前の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目		
専門科目Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	看護学概論		
			看護援助論Ⅰ		
			看護援助論Ⅱ		
		基礎看護学実習Ⅱ	看護援助論Ⅲ		
			看護援助論Ⅳ		
			看護援助論Ⅴ		
		基礎看護実習Ⅰ			
専門科目Ⅱ	専門看護学	成人看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			成人看護学概論		
			成人看護方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
		成人看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			成人看護学概論		
			成人看護方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
		老年看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			老年看護学概論		
		老年看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			老年看護学概論		
			老年看護方法論Ⅰ・Ⅱ		
		小児看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			小児看護学概論		
			小児看護方法論Ⅰ・Ⅱ		
		母性看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			母性看護学概論		
			母性看護方法論Ⅰ・Ⅱ		
		精神看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			精神保健論		
			精神看護学概論		
			精神看護方法論Ⅰ・Ⅱ		
		統合科目	統合看護学	在宅看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
					専門看護学実習*
					在宅看護学概論
在宅看護方法論Ⅰ・Ⅱ					
統合実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ				
	専門看護学実習*				
	看護管理学				

※専門看護学の実習科目のすべての単位を修得していることを原則とするが、未修得科目が1科目の場合に限り履修できる場合がある。

(2) 2019年度以降の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目		
専門科目Ⅰ	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	なし		
		基礎看護学実習Ⅱ	看護学概論		
			看護技術概論		
			生活行動の援助技術		
			ヘルスアセスメント		
			診療に伴う援助技術		
			看護過程		
			基礎看護学実習Ⅰ		
専門科目Ⅱ	専門看護学	成人看護学基盤実習	基礎看護学実習Ⅰ		
			成人看護学概論		
		成人看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			成人看護学概論		
			成人看護学方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
			成人看護学基盤実習		
		成人看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			成人看護学概論		
			成人看護学方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
			成人看護学基盤実習		
		老年看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅰ		
			老年看護学概論		
		老年看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			老年看護学実習Ⅰ		
			老年看護学方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
		小児看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			小児看護学概論		
			小児看護学方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		
		母性看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			母性看護学概論		
			母性看護学方法論Ⅰ・Ⅱ		
		精神看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ		
			精神看護学概論		
			精神看護学方法論Ⅰ・Ⅱ		
		統合科目	統合看護学	在宅看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
					在宅看護学概論
					在宅看護学方法論Ⅰ・Ⅱ
				地域看護学実習	地域看護学Ⅰ
				統合実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ
					専門看護学の実習科目*
					看護管理学Ⅰ

※専門看護学の実習科目のすべての単位を修得していることを原則とするが、未修得科目が1科目の場合に限り履修できる場合がある。

別表2 リハビリテーション学科（理学療法学専攻）先修科目一覧

(1) 2019年度以前の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目	臨床実習	見学実習（理学療法）	専門基礎科目と専門科目のうち、1年次前期に配置された科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	評価学実習	3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「理学療法特論Ⅰ」を修得済みまたは修得見込みであること。 ※
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅰ（理学療法）	3年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅱ（理学療法）	3年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。

※すでに「評価学実習」の履修登録が済んでいても、「理学療法特論Ⅰ」の試験が不合格の場合は、履修登録が無効となる。

(2) 2020年度以降の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目	臨床実習	見学実習（理学療法）	専門基礎科目と専門科目のうち、1年次前期に配置された科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	評価学実習	3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「理学療法特論Ⅰ」を修得済みまたは修得見込みであること。※
専門科目	臨床実習	地域リハビリテーション実習（理学療法）	3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「理学療法特論Ⅰ」を修得済みまたは修得見込みであること。※
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅰ（理学療法）	3年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅱ（理学療法）	3年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。

※すでに「評価学実習」ならびに「地域リハビリテーション実習（理学療法）」の履修登録が済んでいても、「理学療法特論Ⅰ」の試験が不合格の場合は、履修登録が無効となる。

別表3 リハビリテーション学科（作業療法学専攻）先修科目一覧

(1) 2019年度以前の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目	臨床実習	見学実習（作業療法）	専門基礎科目と専門科目のうち、1年次後期までに配置された科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	検査・測定実習	3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	評価実習	3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「作業療法評価学総合演習」を修得済みまたは修得見込みであること。※
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅰ（作業療法）	3年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅱ（作業療法）	3年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。

※すでに「評価実習」の履修登録が済んでいても、「作業療法評価学総合演習」の試験が不合格の場合は、履修登録が無効となる。

(2) 2020年度以降の入学生用

科目区分		授業科目	先修科目
専門科目	臨床実習	見学実習（作業療法）	専門基礎科目と専門科目のうち、1年次後期までに配置された科目をすべて履修していること。
専門科目	臨床実習	地域リハビリテーション実習（作業療法）	3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「作業療法評価学総合演習」を修得済みまたは修得見込みであること。※
専門科目	臨床実習	評価実習	3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得し、かつ「作業療法評価学総合演習」を修得済みまたは修得見込みであること。※
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅰ（作業療法）	3年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。
専門科目	臨床実習	総合臨床実習Ⅱ（作業療法）	3年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得していること。

※すでに「地域リハビリテーション実習（作業療法）」ならびに「評価実習」の履修登録が済んでいても、「作業療法評価学総合演習」の試験が不合格の場合は、履修登録が無効となる。